平成２１年（フ）第２３９３号
札幌市西区発寒11条２丁目７番48―202号
債務者　小島　昭子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３９４号
札幌市北区新琴似１条５丁目２番14号　丹頂荘
債務者　佐藤　律子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３９９号
札幌市厚別区厚別南１丁目４番６号　コーポみなみ２―301号
債務者　齋藤ゆかり
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４１９号
札幌市手稲区曙３条２丁目13番２号
債務者　細谷　和史
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４２６号
札幌市手稲区稲穂１条７丁目１番16―102号
債務者　川島　節子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４２７号
札幌市東区北25条東１丁目４番３号　ハイツ中島101号
債務者　阿部さつき
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４２８号
札幌市北区北19条西２丁目１番30―602号
債務者　岩館　世子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４３２号
北海道石狩市樽川３条３丁目96番地１
債務者　熊谷　キク
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４３５号
札幌市中央区北３条西18丁目１番地１　ライオンズマンション美術館通り202号
債務者　押切　　久
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４４６号
札幌市白石区菊水２条２丁目２番18―301号
債務者　田村　正人
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４７号
北海道伊達市南稀府町153番地
債務者　篠原　義学
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
北海道登別市登別温泉町60番地、前住所北海道登別市登別温泉町247番地　登別温泉団地２―274
債務者　三浦八榮子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
北海道登別市幌別町１丁目20番地71
債務者　皆川　大輔
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
北海道白老郡白老町日の出町３丁目８番36―202号　ハイツＲＩＫＡ
債務者　水野　隆志
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
北海道登別市新川町３丁目１番地13
債務者　三谷　榮子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
北海道登別市鷲別町４丁目33番地７　イトウコーポ301
債務者　千葉　　融
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
北海道有珠郡壮瞥町南久保内142番地、前住所北海道伊達市舟岡町32番地19
債務者　渡　　直樹
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係